

随意契約理由書

件名	六甲アイランドW～Zバースソーラス設備改修工事	
契約の相手方	株式会社協和エクシオ 兵庫支店	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>平成16年7月のSOLAS条約(海上における人命の安全のための国際条約)の改正(テロ対策)に伴い、外航貨物を取り扱う公共バースに監視カメラ、侵入検知装置、警告放送設備等の監視設備を設置し、平成17年4月より不法侵入防止等の保安管理を行っている。(当該、六甲アイランドも対象となっている)</p> <p>この度、別途六甲アイランドW～Zバースの嵩上げ工事に伴い、フェンス周囲の監視設備(フェンスセンサー・赤外線センサー・監視カメラ)及びその配管配線の移設・撤去復旧工事を行うことになった。</p> <p>本請負予定業者は、平成30年度に今回工事範囲の監視設備を復旧・更新しており、神戸港全体の監視設備の保守業者(現保守契約は令和4年3月31日まで)でもあり、本設備のシステム詳細や運用を最も熟知した業者である。既設システムとの調整も必要となる本工事は、現保守業者である上記契約業者以外の業者では施工できないため、上記契約業者に随意契約するものとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	港湾局工務課	(電話番号 078-595-6320)